

株式会社テレビ朝日からの意見書について

(株式会社テレビ松本ケーブルビジョン及びエルシーブイ株式会社からの
裁定申請について)

意見書

開通放放受

第 621号

平成 19 年 7 月 30 日



総務大臣 菅 義偉 殿

郵便番号 106-8001

住 所 東京都港区六本木六丁目 9 番 1 号

氏 名 かほしきがいはてれびあさひ 株式会社テレビ朝日

だいはりとりしまりやくしやちやう きみわだ まさ
代表取締役社長 君和田 正夫

電話番号 (代表) 03-6406-1111

株式会社テレビ松本ケーブルビジョン、およびエルシーブイ株式会社から平成 19 年 6 月 13 日付で有線テレビジョン放送法 (昭和 47 年法律第 114 号) 第 13 条第 3 項の規定にもとづき提出された総務大臣裁定の申請に関し、同条第 4 項の規定により、下記の通り意見を提出いたします。

記

はじめに

今日、民間放送事業者とケーブルテレビ事業者との間で争点となっている区域外再送信は、その歴史的経緯を踏まえつつ、21 世紀のデジタル放送時代における我が国の放送制度の目的と秩序を再構築するという観点から見直すべき時期に来ていると考えます。

私どもテレビ朝日は、ケーブルテレビ事業者による区域外再送信が開始された当時は、難視聴解消による放送の普及という点で、ケーブルテレビ事業者と目的、利害が一致していました。国も、テレビ放送が、国民に必要不可欠な情報を経済的、効率的、多角的に提供する伝達手段であり、流行やファッションなどの多彩な文化を生み出すとともに、すぐれた広告媒体として大衆消費をリードし、国民生活をより豊かにするものとして、その普及を推進し、支援してきたものと考えています。そのように放送の全国普及が急がれる時代には、私どもテレビ朝日でも、系列局を持たないエリアについては、地元の要請があれば前向きに区域外再送信の同意を行ってきました。

他方、このような体制で放送エリアが拡大する中、国は地方における放送局の増加策を打ち出し、地元資本や在京キー局との調整を図りながら、着実に放送局数を増や

していきました。テレビ朝日系列の場合、放送開始から実に40年経った1996年に系列24局目となる岩手朝日放送が開局しましたが、それ以降、いわゆる“空白地域”と呼ばれる、少数チャンネル地域には、系列局を配置する経済的、社会的理由が見出せないため、新たな放送局の開局を断念しています。

現在の多チャンネル・多メディア状況に鑑みますと、放送局、ケーブルテレビ、国という“正の三角関係”の時代にあっては、既にその期待された成果を十二分に挙げており、今後の放送政策の焦点は、ローカルテレビ局ならびにケーブルテレビ事業者の自立的発展と、その結果としてのコンテンツの多様化にあると考えます。これこそがまさにマスメディア集中排除原則が理想として掲げてきた「多元性」、「多様性」、「地域性」を実現する放送の姿であり、現在、政府が率先して推進している「ジャパン・コンテンツ」強化策に直結するものと考えます。

大臣裁定申請の検討にあたっては、上記の点に加え、是非とも基幹放送である現在の地上放送ネットワークが、どのような構造の上に成り立っていて、区域外再送信が、どのような短中期的な影響をもたらすのかといった点についても十分留意していただきたいと考えます。

放送事業者が、再送信に同意しない場合の「正当な理由」として認められるのは、過去の大臣裁定で示された「5つの基準」に該当する場合がありますが、ケーブルテレビ事業者の実態が大きく変化した今日、その保護、育成に主眼を置いた「5つの基準」は役割を終えたと考えます。過去の基準や考え方を踏襲するのではなく、新たな基準を打ち出す時期にきていると考えます。

意見書については以下の構成となっています。

目次

1. 裁定制度制定当時、区域外再送信は「地上波の補完的機能」と認識されていた
..... P.5
2. ケーブルテレビ事業者の経営の安定とこれを取り巻く環境の変化について
..... P.6
 - (1) 有線テレビジョン放送法制定当時～裁定制度導入時のケーブルテレビ事業の状況は現時点とは大きく異なる
 - (2) 平成10年まで再送信同意をしていた理由
 - (3) 平成11年に不同意とした理由
 - (4) ケーブル王国「長野」での力関係
3. 「再送信の同意をしない正当な理由」について
..... P.13
 - (1) 有線テレビジョン放送法には、再送信に同意する際の条件は書かれていない
 - (2) 大臣裁定の「5つの基準」のみが再送信同意の必要十分条件だとすると、「地域免許制度」という放送秩序の崩壊を助長しかねない
4. ケーブルテレビの事業規模や普及状況等を勘案し、裁定制度に関する新たな判断基準を示すべき
..... P.16
 - (1) 裁定制度の制定当時、郵政省（現総務省）は、「ケーブルテレビは発展過程にあり、裁定制度導入はやもうえない」などと発言していた
 - (2) 区域外再送信に関する新たな判断基準を
 - (3) 「放送の意図」には「放送エリアを守る意図」も含まれる
5. 放送対象地域（地域免許制）と区域外再送信について
..... P.20
 - (1) 我が国の放送政策の基本は、民放の全国4波化と地域密着性である
 - (2) 放送対象地域は県域を単位としている
 - (3) 民放4波化達成で区域外再送信の役目は終了
6. 「同系列であっても3割の番組が異なるので区域外再送信は必要」との主張について
..... P.23
 - (1) 放送したい番組は適正価格で購入するのが基本
 - (2) 主要番組の90%以上は同一

7. 区域外再送信は、県内波による災害情報を妨げ、人命に危険をもたらす恐れも
..... P.25
 - (1) 新たに始まる「緊急地震速報」で果たす地元局の役割
 - (2) 県外波視聴で、地震情報に気づかず、人命が失われる危険性も

8. 区域外再送信に同意することによる当社の不利益について（地元局の同意と地元局の経営に対する影響）
..... P.27
 - (1) 報道基盤、番組制作基盤、収益基盤のすべてが弱体化
 - (2) 社会的使命が果たせない
 - (3) 長野県民にのしかかる不利益
 - (4) 地元経済にも打撃
 - (5) 当社経営への重大な影響
 - (6) 長野朝日放送の株主としての損害
 - (7) 長野朝日放送の損害

9. 山梨県でのデジタル放送区域外再送信には同意
..... P.31
 - (1) 区域外再送信は地元系列局がないことが前提
 - (2) 区域外再送信で一人利益を得るのはケーブルテレビ事業者

10. 申請者の適格性に重大な疑義があり
..... P.33
 - (1) 8年間も続く違法な同時再送信
 - (2) 「5つの基準」に照らしても適格性に問題
 - (3) 同意なしの再送信、政府も有線テレビジョン放送法、著作権法違反を認める

11. ケーブルテレビ事業者はSTB専用チャンネルで、無料放送を有料で提供
..... P.37

12. 「東京、長野各局から有テレ法に則った回答はなかった」旨の主張について
..... P.38

13. 総務省に対する要望「意見書提出の相当の期間」について
..... P.39

1. 裁定制度制定当時、区域外再送信は「地上波の補完的機能」と認識されていた

昭和61年の第104回国会で制定された再送信に関する裁定制度ですが、当時の国会議事録によれば、区域外再送信とは、地上波放送が十分に行き渡っていない地域における、地上波放送の『補完的機能』という位置付けだったことが分かります。

参・通信委員会・10号 昭和61年05月13日

- 片山甚市君（逓信委員会理事） まあ、これはこじつけですが、多チャンネル化は本来的には地域に密着した自主放送や番組ソフトの充実において行われるべきであり、区域外再送信はCATVの不健全な発達を助長するものであると思うが、どうですか。やはり再送信に頼ることは不健全だと思いますが、そう思いませんか。
- 政府委員（森島展一・郵政省放送行政局長） おっしゃいますように、地上波による放送の普及につきましては、地域に密着した自主番組の放送にできるだけ力を入れてもらうということを基本的方針の一つとして進めてきております。この区域外再送信は、地上の放送が十分に行き渡っていない地域におきまして、もっと多くの番組を見たいという視聴者の要望を受けまして、いわば地上波放送の補完的機能として行われておるといふものでございますので、CATVの不健全な発達につながるということには考えておりません。

長野県では、平成3年に、最後発局の長野朝日放送が開局し、民放4波地区となりました。したがって、長野県における区域外再送信は、4局体制が整備されるまでの“補完的”な役割を終えたと言えます。今後の区域外再送信は、多メディア時代における基幹放送の在り方と、その中でのローカル放送局の位置付という視点を柱に、根本から見直す段階に入ったと思われまます。

2. ケーブルテレビ事業者の経営の安定とこれを取り巻く環境の変化について

ケーブルテレビは当初、山間・辺地などの難視聴解消の役割を担う立場にありました。同時期、地上放送局は基幹放送として全国への情報伝播を推し進めている渦中にあり、区域外の再送信については協力的な姿勢で臨んだ経緯があります。

(1) 有線テレビジョン放送法制定当時～裁定制度導入時のケーブルテレビ事業の状況は現時点とは大きく異なる

有線テレビジョン放送法制定時（昭和 47 年）並びに当社が申請 2 者に対し再送信同意を与えた当時（昭和 50 年）、さらには裁定制度の導入時（昭和 61 年）において、ケーブルテレビ事業者の多くは、その業務区域が市町村単位を基本としていたため事業規模も小さく、経営的にも厳しい状況下にありました。現在のような外資や商社等の大資本による出資や事業参入、県域を越える広域のケーブルテレビの存在は誰もが想定していませんでした。

国（旧郵政省）の全国 4 波化（昭和 61 年）の方針が示される以前のことで、長野県には民放は 2 局しか存在せず、現在のような有料多チャンネル放送（平成 8 年；CS 委託放送開始）やケーブルインターネット（平成 8 年；三鷹ケーブルテレビがサービス開始）等の各種サービスもまだ開始されていませんでした。

その当時のケーブルテレビ事業者の多くは、山間・辺地の難視聴解消を実現する手段の一つとして地域も限定されており、その事業規模も非営利で中小規模の事業者が大半でした。それは以下の研究会報告書や国会答弁等でも明らかです。

（参考 1）昭和 50 年代のケーブルテレビの現状（2010 年代のケーブルテレビの在り方に関する研究会報告書；平成 19 年 7 月）

3 ケーブルテレビのサービス等の変化の潮流

(1) 通信・放送サービス提供

① 放送サービス

有線テレビジョン放送は、1955 年 6 月に、テレビ放送の弱電界地域となっていた群馬県伊香保温泉街で、NHK がテレビジョン放送の共同受信施設の実験を行い、良好な結果を得て実用に供したことに始まり、その後、山間辺地における共同受信施設が相次いで設置されるようになった。1963 年には、全国で初めて、岐阜県郡上八幡テレビ共同視聴施設組合が自主放送を行った。

当初、有線テレビジョン放送は、山間辺地において受信者の相互扶助的な運営によって自発的に行われてきていたが、その後、都市部におけるビル影等の難視聴地域における受信障害の解消手段となり、営利を目的として事業を行う者も出現した。難視聴対策等有線テレビジョン放送の公益性に鑑み、その規律を図るため、有線テレビジョン放送法が 1972 年（昭和 47 年）に制定された。

1980年代になると、大都市を基盤として、多チャンネル、多目的なサービスを提供するいわゆる都市型ケーブルテレビの建設計画が複数策定された。これは、ケーブルテレビのもつ特性を活かし、双方向サービスを含む多様なサービスを提供することを意図したものである。1987年（昭和62年）には、初の難視聴対策ではない都市型の有線テレビジョン放送が開局するなど、その後も、大規模化、多チャンネル化が進展してきた。

1990年代に入ると、有線テレビジョン放送事業者において多チャンネル化やインターネット接続サービス等の提供に対応するため、HFCのネットワーク形態が一般的になってくるとともに、電気通信事業者の光ファイバ網も進み、電気通信事業者の光ファイバ網を電気通信役務として利用して有線テレビジョン放送を行いたいというニーズが顕在化してきた。衛星においても、CS放送の普及に伴って柔軟に衛星のトランスポンダを調達して放送を行いたいというニーズが高まってきたことから、これらを可能とするため、2001年に電気通信役務利用放送法が成立した。有線役務利用放送事業者としては、2002年7月に「ビー・ビー・ケーブル㈱」が第一号として登録を受け、電気通信事業者の役務を利用した放送サービスが開始されている。

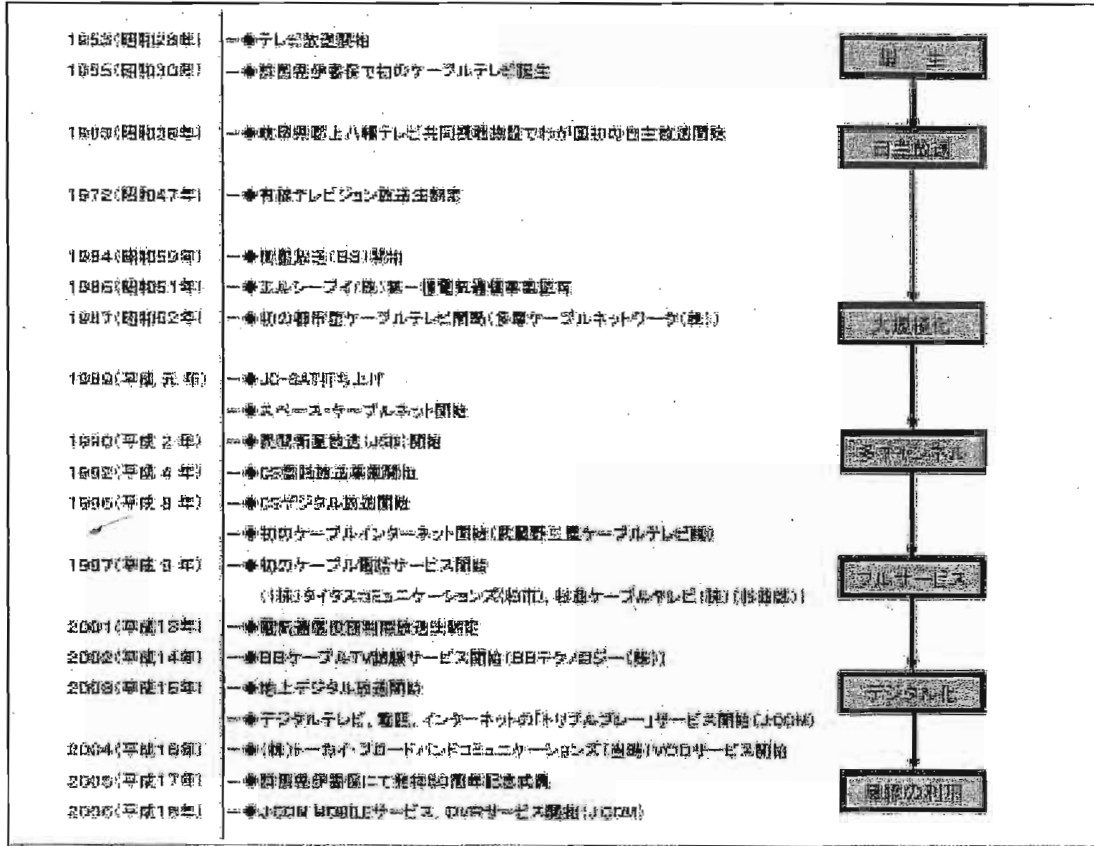
インターネット接続サービス

1996年の武蔵野三鷹ケーブルテレビ㈱による初のケーブルインターネット接続サービスの提供以来、ケーブルインターネットは、常時接続・高速インターネット接続の草分けとして急速な成長を遂げた。現在でも、ケーブルインターネット契約は増加を続け、ケーブルテレビ事業者の経営環境の向上にも寄与した。2006年12月末においてケーブルインターネットを実施する事業者数は382事業者、利用者数は約357万加入となっている。

衆・通信委員会-9号 昭和61年04月17日

- 佐藤文生国務大臣（郵政大臣） そういふことで、日本の方は御承知のとおりNHK、民放というのが各県に割り当てられて、そして四波体制にしていきたい。ところが、あっせんをするんだけど、十四、五年ぐらいたっても、割り当てられるけどもなかなか話し合いがつかないのが現実でございますが、それはそれとしてCATVというのが、今許可しているのが本当に小さな小さな集団で、伸び悩んでいるという現実であることは、もう先生御承知のとおりでございます。そこで、その地域の民放なり放送業者とうまく話をしてやっていくようなあっせんというものを努力してやってきておるのですけれども、CATVを国民のニーズに応じて一步前進させるために、このたびの法案の内容になっているわけでございまして、原則としては民放、NHK、既存の放送業者と話し合いで同意が得られて再送信ができる、こういうのが原則であると私は思います。

ケーブルテレビの変遷



「2010年代のケーブルテレビの在り方に関する研究会」報告書(案)より抜粋

(2) 平成10年まで再送信同意をしていた理由

ケーブルテレビの黎明期においては、ケーブルテレビを取り巻く事業環境は極めて厳しく、特に少数チャンネル地域では、東京キー局の放送がキラーコンテンツであり、加入者促進を図るための唯一の手段であったといえます。

当時はケーブルテレビ事業者の多くが、山間・辺地の難視聴解消のため地域も限定され、また非営利で中小規模の事業者が多数だったこともあり、地上民放事業者は、国のケーブルテレビ保護、育成策の支援・協力という側面も含め、ケーブルテレビの区域外再送信に同意をしていました。

こうした点について、裁定制度の制定当時の郵政省(現総務省)も、「放送区域を越えるケーブルテレビの存在とその影響力は極めて例外的であり、将来を見通してもその急速な増加はすぐには起こりえない」旨の以下に示す答弁(衆・通信委員会;昭和61年)をしています。

○ 鈴木（強）委員（通信委員会理事） それから区域内外のCATVの問題ですが、この裁定によって、放送法第六条では受信して再送信をすることができない、再送信をすることを禁じられておりますね。今度はCATVでは裁定によって再送信を許すことになるので、これは無線の放送に関する周波数割り当て計画を、チャンネルプランのときにそういうものをつくるわけですけども、それが形骸化してしまうのではないかとというような法的なギャップが出ることは認めますね。

森島政府委員（郵政省放送行政局長） この再送信の同意につきまして、放送法の方では再放送の同意という六条の規定がありますが、この裁定という制度を導入しますとその点が違ってくるわけでございますけれども、裁定といいますのは、いわば同意制度の延長線上にあります手続の一つふやしたというものと考えられますので、放送法と有線テレビジョン法との間に制度として問題がある、その違いが問題になるというふうには考えておりません。それからまた、現実には放送法に基づく再放送の同意の問題は起こっておりませんので、これまた将来そういう問題が起こって、裁定が必要だというような事態になれば考えられるわけでございますが、当面問題になっておりません。その点が一つございます。それから、放送区域を越えてCATV側が再送信をいたしますとチャンネルプランが形骸化するのではないか、こういう御指摘でございますけれども、CATVのカバーする世帯数というのは、何分にもまだ非常にわずかでございますので、こういった形骸化ということは実際には起こっていないし、また近い将来を見ますと、このCATVの世帯数の急速な増加ということもそう急には起こらないと考えるので、形骸化ということがすぐに問題になるとは考えておりません。

（3）平成11年に不同意とした理由

ケーブルテレビの区域外再送信は、全国とのチャンネル格差があり、地元局の経営に影響がない時代には、山間・辺地の難視聴解消を図る上からも必要なものと考えられ、現在のような区域外再送信の問題も顕在化していなかったため、地上民放事業者はその再送信に同意をしていました。

しかし、90年代に入り、衛星放送の急速な普及発展による多チャンネル化の実現と、国の財政的支援措置や各種の規制緩和策により、ケーブルテレビ事業者もその提供サービスの充実・強化を図ることが可能となりました。その結果、加入者の増加によって経営基盤も安定し、自立化の道が拓かれました。

当社をはじめとする在京各社が長野県内における区域外再送信同意を拒否した平成11年当時においては、

- ① 平成3年に長野県においても民放4波化が実現し、ケーブルテレビの視聴者も、地元で最後発局であった長野朝日放送の放送が視聴可能となつてから既に8年が経過していたこと
- ② 平成5年以降、ケーブルテレビに関する相次ぐ規制緩和措置や補助金等の財政的支援措置の拡充により、ケーブルテレビ事業者の経営の多角化や事業規模が拡大して経営も安定していたこと
- ③ ケーブルテレビの普及拡大が進むことにより、地元局の視聴率や経営にも影響を及ぼすようになったこと

等の理由から、ケーブルテレビによる区域外再送信はその目的を達成し、役割を終えたと判断し、これまで継続してきた同意を取りやめることとしたものです。

ケーブルテレビ事業者の経営状況の推移

区分	1990年度	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
単赤・黒赤	138	155	130	111	113	97	70	57	58	63
単赤・黒黒	0	2	2	4	0	1	2	5	1	3
単黒・黒赤	88	88	112	125	120	128	144	143	125	99
単黒・黒黒	46	53	66	71	81	88	98	107	126	150
計	272	298	310	311	317	314	314	312	310	311

(「2010年代のケーブルテレビの在り方に関する研究会」報告書(案)より抜粋)

開局後の経過年数と経営状況

区分	経過年数				計
	3年以下	3年～5年以下	5年～10年以下	10年以上	
単赤・黒赤	16	17	85	193	311
単赤・黒黒	0	12	67	161	245
単黒・黒赤	3	5	36	109	153
単黒・黒黒	11	5	19	39	133
計	30	39	147	302	526
単赤・黒赤	0	0	0	3	3
単赤・黒黒	2	7	31	55	95
単黒・黒赤	3	5	36	105	150
単黒・黒黒	16	17	85	193	311

(「2010年代のケーブルテレビの在り方に関する研究会」報告書(案)より抜粋)

(4) ケーブル王国「長野」での力関係

申請2者は、「東京民放発局様の系列地元局が4局となった平成3年当時に、もはや区域外再送信は不必要であるといった主張や同意拒絶がなされたことは全くない」旨の主張をしています。しかし、以下に示す通り、系列の長野朝日放送と申請2者との当時の力関係からいって、上記のような主張をすることは困難な状況にありました。

平成3年に県内で4局目となる長野朝日放送が開局した当時、申請2者のケーブルテレビでは、区域外再送信をしていた当社はベーシックチャンネルといわれる10ch(テレビ松本ケーブルビジョン)と3ch(エルシーブイ)に設定されており、後発の長野朝日放送のチャンネルは21ch(テレビ松本ケーブルビジョン)と23ch(エルシーブイ)に設定されていました。

開局当初、長野朝日放送は視聴者になじみが薄く、特に両社の営業拠点である松本地域や諏訪地域ではケーブルテレビの普及率が圧倒的で、リモコンボタンのワンタッチ選局が可能な両社のベーシックチャンネルに設定されないと後発局の長野朝日放送の認知度は低いままで営業的にも大きな影響を受ける状態にありました。

このため、開局当初から長野朝日放送のベーシックチャンネルへの移行について長期間にわたり交渉した後、両社に対し多額の移行経費を支払うことを条件にチャンネル移行を承諾していただいた経緯がありました。開局直後の平成3年当時に、長野朝日放送から両社に対して再送信同意の拒否を主張できなかったというのが当時の状況でした。

申請2者の経営状況 (2006年6月末現在)

	(株)テレビ松本 ケーブルビジョン	エルシーブイ(株)
対象世帯数	107,000 世帯	93,489 世帯
対象エリア	松本市、塩尻市、波田町、 山形村	岡谷市、諏訪市、茅野市、 塩尻市一部、下諏訪町、辰 野町、富士見町、原村
加入世帯数	72,670 世帯	94,250 世帯
多チャンネル	9,560 世帯	
ペイチャンネル	1,236 世帯	
インターネット	7,600 世帯	23,095 世帯
IP 電話	220 世帯	997 世帯
単年度黒字年度	1977 年度	1977 年度
累積赤字解消年度	1979 年度	1979 年度
総売上実績	21 億 600 万円	36 億 2,200 万円
加入売上	18 億 4,900 万円	
(うち放送関連)	14 億 4,500 万円	
(うち通信関連)	4 億 350 万円	
CM 売上	8,400 万円	
その他の売上	1 億 7,300 万円	

(「ケーブル年間2007」より抜粋)

3. 「再送信の同意をしない正当な理由」について

大臣裁定の「5つの基準」のみを再送信同意の必要十分条件として位置付けると、「地域免許制度」を基本に設計されてきた現在のテレビ放送網とそれに伴って確立された番組制作、ニュース報道のビジネスモデル、番組送信のメカニズムを根底から揺るがすことになりかねません。

当社では、国は以前からこの可能性を認知しており、それゆえ長期的な観点から、ケーブルテレビ事業者による区域外再送信にあたっては、番組の発信元である放送事業者の同意を必要とする旨を放送法第6条および、有線テレビジョン放送法第13条第2項に明記してきたものと理解しています。

「5つの基準」は、当時の地上放送とケーブルテレビを取り巻く情勢を踏まえ、大臣裁定をずるにあたって、恣意的な判断が下されないための基準として示されたものと理解します。しかも、「5つの基準」は昭和61年の衆議院逡信委員会等での国会答弁の中で言及されたに過ぎず、法律上確定したものではないと考えます。当時はこの「5つの基準」が大きな意味を持っていたと考えますが、当時と現在では地上放送、ケーブルテレビを取り巻く環境は大きく変化している上に、法律上確定したものではないと考えれば、より現代に適合するよう見直しを行うことを妨げるものではないと考えます。

(1) 有線テレビジョン放送には、再送信に同意する際の条件は書かれていない

有線テレビジョン放送法第13条第2項の規定では、「有線放送事業者は、放送事業者の同意を得なければ、そのテレビジョン放送・・・を受信し、再送信してはならない」とされていますが、同項の規定は、区域の内外を問わず、有線テレビジョン放送事業者が再送信をする場合には、原則として「放送事業者の同意が必要」としているのみで、再送信の同意をする際に、文言上、条件が付されているわけではありません。

ただし、再送信同意の例外として、区域内で受信障害が発生している場合の再送信については、以下の要件が満たされていることを条件に、その同意を不要としています。

- ① 当該有線テレビジョン放送事業者の設置する区域内に受信障害が発生していること
- ② 再送信する放送はその属する都道府県の放送であること
- ③ そのすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信すること

(参考) 有線テレビジョン放送法第 13 条 (第 1 項、第 2 項、第 5 項)

- 1 有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者は、第 3 条第 1 項の許可に係る施設を設置する区域の全部又は一部が、テレビジョン放送の受信の障害が相当範囲にわたり発生し、または発生するおそれがあるものとして総務大臣が指定した区域内にあるときは、その指定した区域内においては、当該施設を設置する区域の属する都道府県にテレビジョン放送を行う放送局のテレビジョン放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者の同意を得なければ、そのテレビジョン放送を受信し、これらを再送信してはならない。ただし、前項の規定により有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者がテレビジョン放送を再送信するときは、この限りではない。
- 5 総務大臣は、放送事業者がそのテレビジョン放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。

放送法第 6 条 (再放送) でも、「放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、これらを再放送してはならない」と規定しています。

この趣旨は、「放送事業者が他の放送事業者の放送番組の放送を受信して再送信する場合、放送事業者の放送対象区域外で放送される危険性があり放送秩序を破壊する可能性があること、放送番組の一部に手を加えること、放送時間帯の変更や前後に広告放送を配置することにより放送事業者の番組編集の意図を害し、歪曲する可能性があるとの理由から、このようなことが生じないよう当該放送事業者の同意を得なければならないとした」と解されています。(放送法逐条解説；元総務省事務次官 金澤薫著)

(2) 大臣裁定の「5つの基準」のみが再送信同意の必要十分条件だとすると、「地域免許制度」という放送秩序の崩壊を助長しかねない。

有線テレビジョン放送法は第 13 条第 5 項で、「総務大臣は、放送事業者が再送信に同意しない正当な理由がある場合を除いて同意すべき旨の裁定を行う」と規定しています。その「正当な理由」について、過去の政府答弁や 2 度の大臣裁定 (昭和 62 年、平成 5 年) で示された「5つの基準」は、以下の通りです。

- ① 放送番組が放送事業者の意図に反して一部カットして再送信されるような場合
- ② 放送事業者の意図に反して番組が異時再放送されるか、同時でない再送信が行われるような場合
- ③ 再放送のチャンネルが別の番組に使われて混乱を起こすような場合

- ④ ケーブルテレビ事業者の施設が確実に設置できる見通しがない場合や、業者としての適格性に問題があるような場合
- ⑤ ケーブルテレビ事業者側の技術レベルに問題がある場合

過去の大臣裁定のように、上記の「5つの基準」のみを再送信同意の必要十分条件とすると、当該基準に適合さえすれば、隣県のみならず全国どこでも再送信の同意をせざるを得なくなりますが、それは現在の放送政策の基本原則である放送対象地域をベースとする「地域免許制度」という放送秩序の崩壊を助長しかねません。有線テレビジョン放送法第13条第2項の規定は、そこまで言及（容認）しているとは考えられないと思います。

4. ケーブルテレビの事業規模や普及状況等を勘案し、裁定制度に関する新たな判断基準を示すべき

(1) 裁定制度の制定当時、郵政省（現総務省）は、「ケーブルテレビは発展過程にあり、裁定制度導入はやむを得ない」などと発言していた

裁定制度の制定当時や過去の2つの裁定当時と現在では、ケーブルテレビ事業者の事業規模やこれを取り巻く事業環境が著しく異なっています。制定当時は「ほんの小さいケーブルテレビについて、裁定という制度を導入することはやむを得ない」とする考えを推し進めた結果、裁定制度が導入されたもので、それは、以下の制定当時の国会答弁を見ても明らかです。

衆・通信委員会-10号 昭和61年04月23日

- 佐藤文生・国務大臣（郵政大臣） 民放連の会長、また専務の泉さんなんかのお考え方は、十分に話し合いました、同意条項というものが入っておるといことはそうであるが、裁定というところまではなかなか同意がしかねる。が、しかし現実というものを考えて、CATVがまだ発展過程で、ほんの小さいものですから、そういうような組織に対してやむを得ず裁定という制度を導入するならば、これはもうやむを得ないんじゃないだろうかという印象は受けております。そういうことで御審議を願っておる、こういうぐあいに私は考えておる次第でございます。

さらに、当時の国会では、以下のように「ケーブルテレビというのがまだ非常に規模が小さくチャンネルプランの形骸化というようなことにはならない」「大規模な区域外の再送信とはなかなか実態としてならない」といった趣旨の答弁がなされています。

参・通信委員会-10号 昭和61年05月13日

- 政府委員（森島展一・郵政省放送行政局長） 区域外再送信におきまして、これがCATVの方で再送信がどんどん進むとチャンネルプランの形骸化になる、こういう民放の方の理由でございますが、私どもとしましては、実態としてこのCATVというのがまだ非常に規模が小さくてとてもチャンネルプランの形骸化というようなことにはなっていないし、また近い将来にもそういうことにはならないというふうに考えております。
- 片山甚市君（通信委員会理事） 今の話によると、民放が区域外再送信に同意しない理由として、第一に地上放送のチャンネルプランが形骸化することを挙げているが、CATVによる区域外再送信と現行チャンネルの整合性については、CATVが小さ

いから整合性は保たれておる、こうおっしゃっていますが、大きくなったときは改めますか、CATVが大きくなったとき。

- 政府委員（森島展一・郵政省放送行政局長） 区域外再送信と申しますのは、地方において地上波の放送が行き渡るまでの間ほかの県の放送をあわせて見たいというものでございまして、その受信者にとっては自己負担ということであるわけでございますので、いわば次善の策としての意味合いを持っておるものでございます。したがって、CATVの再送信というようなことが相当進みましても、それはそれなりの意味を持つということと考えておりますが、先ほどの繰り返しになりますが、そういった大規模な区域外の再送信ということにはなかなか実態としてならないだろうというふうに思っております。
- 片山甚市君 くどく聞きますが、地上波の放送のチャンネルプランを形骸化するということにならない確信があるからこれを決めた、こういうことですか。
- 政府委員（森島展一・郵政省放送行政局長） 遠い将来におきまして確かに地上波の放送とCATVとの関連がどうなるかという問題がございまして、これにつきましては長期的な放送政策という問題で考えておりますけれども、現時点あるいは近い将来におきましての問題といたしましては、視聴者のニーズにこたえるという観点からチャンネルプランの形骸化ということが実態的に起こらないという場合には区域外再送信ということを両当事者間の話し合いをもとに認めていくべきであろうというふうに考えております。

（２） 区域外再送信に関する新たな判断基準を

過去に形成された裁定にかかる基準や考え方については、情報通信審議会有線放送部会で再検討できるものと考えます。当時「小さいケーブルテレビのためにはやむを得ない」として導入された裁定制度について、すでに前提となるケーブル事業者の実態が大きく変化した以上、過去の基準や考え方を踏襲することなく、大きく見直すか、新たに組み立てる必要があると思われま。

ケーブルテレビ産業の発展に応じ、すでに著作権の分野においては、実態に即した法改正が実施されています。文化庁・文化審議会著作権分科会は平成18年8月にとりまとめた報告書で、「有線放送事業者は規模が小さく、基本的には地域メディアであったが、近年、制度が見直され、有線放送事業者の地元要件の廃止や外資規制の撤廃など規制が緩和されたこと等も背景に、都市部等において大規模な有線放送事業が展開され、サービス内容も充実しつつある」と指摘し、これを受けた同年12月の著作権法改正により、これまで放送番組のケーブルテレビ再送信に対して無権利であった実演家、レコード製作者に対し、ケーブルテレビ事業者への“報酬請求権”を付与したのです。

区域外再送信の同意を求める裁定申請は、長野県に先立ち大分県や山口県等においても提起されています。このように区域外再送信問題は、特別なケースの、例外的な地域に限られる特殊事例ではなく全国的な広がりを見せており、この区域外再送信問題については行政としても早急に解決する必要に迫られているといえます。

情報通信審議会有線放送部会は、現在のケーブルテレビの事業規模や普及状況、その社会的影響力等を勘案し、区域外再送信に関する新たな判断基準を示すべきと考えます。

(3) 「放送の意図」には「放送エリアを守る意図」も含まれる

大分県のケーブルテレビ事業者から大臣裁定が申請されたことを受けて、情報通信審議会有線放送部会は今年6月21日付で、判断にあたっての考え方を示した「論点について」(以下「論点」といいます。)を公表しました。

その中で、再送信同意制度の立法趣旨について「放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されないことを担保するためのものである」との解釈を示した上で、「放送の意図」とは「放送の編集意図」を指すと指摘しています。

そもそも、これは、56年前の昭和26年3月26日に、有線テレビジョン放送法の大員裁定制度のもととなった有線放送業務の運用の規正に関する法律案が審議された参議院電気通信委員会での質疑応答から導き出されたものです。

その当時は再送信の対象はNHKのラジオしかなく、当然、区域外再送信という問題は発生していませんでした。そうした状況下では、「放送事業者がどの地域に限定して再送信を認めるか」ということを考える必要はないことから、「放送の意図」とは単純に「放送の編集意図」に絞り込めたのかもしれませんが、しかし、今日では区域外再送信問題は明らかに存在しており、「放送の意図」を「放送の編集意図」だけに絞り込むのは、現代の社会情勢に合致しない判断ではないでしょうか。

また、私たち民間放送事業者は、国が定めた条件を守ることを前提に、県域を原則に放送しています。すなわち、放送エリアをできるだけ守るように常に意図して放送するよう義務付けられているとも言えます。つまり、私たちの「放送の意図」には、「放送の編集意図」だけではなく、「放送エリアを守る意図」も含まれていると言えます。そして、放送事業者の「放送エリアを守る意図」は、放送法第6条(再放送)と有線テレビジョン放送法第13条第2項(再送信の同意)の規定により保証されているものです。

さらに、「7.」でも触れますが、放送事業者が、災害情報の円滑な伝達のため、自

分の地域の放送が、他地域に流れることによって、その地域の視聴者が、自らの区域内の放送を受信することを妨げないような意図を有していることは明白で、「放送の意図」は単なる「放送の編集意図」だけではないといえます。

5. 放送対象地域（地域免許制）と区域外再送信について

（1）我が国の放送政策の基本は、民放の全国4波化と地域密着性である

放送法では、「総務大臣は、放送の計画的な普及及び健全な発達のため、放送普及基本計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずる」（放送法第2条の2第1項）こととしています。これを受けて放送普及基本計画では、

- ① 「一般放送事業者の放送については、総合放送4系統の放送が全国各地域においてあまねく受信できること」（民放の全国4波化）
- ② 放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項として、「地上系による一般放送事業者の放送については、放送事業者の構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその放送を通じて地域住民の要望にこたえることにより、放送に関する当該地域社会の要望を充足すること」（放送の地域密着性）

と定めており、我が国の放送政策の基本は、「民放の全国4波化」と「地域密着性」であり、この政策は現在においても何ら変更がないと考えています。

（参考）「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」報告書（平成18年10月）

○ マスメディア集中排除原則の意義と目的

「多元性」、「多様性」、「地域性」を確保し、それによって視聴者の利益を確保することを目的とすることは、現時点でも変わっていない。

（2）放送対象地域は県域を単位としている

「放送対象地域」は、「同一の放送番組を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域」（放送法第2条の2第2項第2号）とされ、「政治、経済、文化その他の国民生活の各面についての地域的単一性及び周波数の効率的利用を考慮し、その住民がほぼ同等の条件で放送を享受し得る地域」とされています。

現在の放送法及び放送普及基本計画においては、原則として「県域」を中心に放送対象地域を設定していますが、都道府県という地域的広がり、県民性という言葉に象徴されるように、住民の意識、感情の面において、相当程度一体性を有する有力な地域的単位として、長期間を経て広く国民に定着しているものです。

とりわけ、日常的な政治、経済活動、あるいは選挙等の地域単位として都道府県の持つ意味は大きく、地上民放事業者が報道媒体として、その存立基盤を都道府県単位に置くことは、その社会的使命達成の上で理由のあるものといえます。また、高校野球で地元選出の高校を応援するのは、都道府県という単位がこれを構成する地域住民が共有する郷土意識、県民感情から来るものともいえます。

2006年8月6日に行われた長野県知事選挙では、長野県内の民放4社(信越放送、テレビ信州、長野放送、長野朝日放送)はいずれも当日に特別番組を編成し、開票速報や当選者の声などを放送しました。その放送時間は1局平均約55分にも及びました。長野朝日放送は、8月6日に知事選のニュースを6回放送し、翌7日には35分間の特別番組を編成しました。また、7~8月の2カ月間にニュース等で長野県知事選を取り上げた回数は50回以上に上りました。

一方、当社の長野県知事選に関する当日の報道は選挙結果を伝えたにとどまりました。県外の放送局では、このような地元到手厚いニュース編成を取ることは困難であり、こうした地域密着性こそが地方局の使命の一つであると考えます。

先の「論点について」は、『放送の意図』とは編集意図を指し、どの地域に限定して再送信を認めるかは含まれないのではないかと方向性を示しています。しかし、情報通信審議会の第3次中間答申「地上デジタル放送の推進に向けて行政が果たすべき役割」(平成18年8月1日)では、IPマルチキャストによる地上デジタル放送の再送信について、「放送の意図としての地域性」には「一定の合理性がある」と指摘していて、地域性は放送事業者の放送の意図として大きな位置を占めていると考えられます。

(3) 民放4波化達成で区域外再送信の役目は終了

地上民間放送事業者の免許は、原則「県域」単位ですが、放送政策の原則が民放の「全国4波化の実現」と「地域密着性の確保」とするならば、長野県においてもこの基本政策は維持、推進されるべきと考えます。

そして、区域外再送信について、裁定制度の制定当時における郵政省(現総務省)の区域外再送信に関する認識は、本意見書の5ページに示した通り、「地上の放送が十分に行き渡っていない地域における、いわば地上波放送の補完的機能」というものでした。したがって、長野が4波地区として整った以上、区域外再送信は、既に補完的機能を終えたといえます。それにもかかわらず、申請2者は、「長野がいわゆる“4波地区”であるとの点は、形式的にも実質的にも再送信同意を拒否する理由には全くなり得ない」と主張しています。

しかし、前述の通り、長野県においては、地元民放4局を通して「全国4波化の実現」と「地域密着性の確保」という国の政策目標が達成されています。それにもかかわらず、さらに区域外再送信の同意を我々放送事業者に強制することは、既に裁定制度の制定当時とケーブルテレビ事業をめぐる状況が大きく変化していることから、その法的根拠は失われつつあると考えます。また申請2者は、その同意をしないことによって具体的に県民視聴者にどのような不利益が生ずるのか明示していませんし、当

社としても理解できません。

また申請 2 者は「同系列であっても、同一の番組は 7 割程度で 3 割ほどが異なっており、区域外再送信の必要性がないとは到底いえない」旨の主張をしていますが、後述「6.」の通り、申請者の主張は事実誤認です。

6. 「同系列であっても3割の番組が異なるので区域外再送信は必要」との主張について

(1) 放送したい番組は適正価格で購入するのが基本

長野県内で放送されていない番組の中で、ケーブルテレビの契約者から、その放送を視聴したい等の要望のある番組があるのであれば、放送事業者相互間で通常行われているように、当該番組を当社より適正価格で購入すべきと考えます。

申請者が主張するように、形式的に30%の番組が異なるからといって、その内容を吟味せず、当社の放送番組を一括して区域外再送信の大臣裁定という手段により実現しようとする事については、民間のビジネス慣習に反するものであり、番組購入販売スキームという点からは、世間一般で言う「ただ乗り」と評されるもので、違和感を覚えるものであります。長野県で放送されていない番組について、別途、番組の購入を希望するのであれば、当社としてはいつでも話し合いに応じる用意があります。

(2) 主要番組の90%以上は同一

そもそも、申請2者は、「系列の同一番組は約70%で、残り30%はテレビ朝日の番組が視聴できない」と主張していますが、視聴できないとされている番組のほとんどが、午前6時以前の早朝と夜中12時以降の真夜中、そして午前(10時~11時30分)、午後(14時~17時)の一部の時間帯に集中しています。

系列局の長野朝日放送では、平日では上記の時間帯を除くと、番組の92.6%は、当社からの提供を受けて放送しています。(残り7%余りの番組も、そのほとんどはローカル情報や天気予報となっています)。朝、昼の情報番組とゴールデンタイム、プライムタイムなどの主要な時間帯と、さらに初めて放送する『封切り番組』など主要な番組はほとんどが同じです。

また、長野朝日放送が当社と異なる番組を放送しているのは、前述のとおり早朝、深夜の時間帯であり、また、午前、午後の一部の時間帯も、当社では再放送番組を中心に、関東広域向けの地域情報番組などを放送しています。これらの再放送番組などが再送信されないからといって、長野県民にとって大きな支障があるとは考えられません。

一方、地元局の長野朝日放送は、当社からの提供番組以外の時間帯に、長野県民に不可欠な県内のニュースや天気予報、地域情報などの地域に密着した番組を数多く提供しています。特に7月には夏の高校野球の地区予選の試合といった、県民に関心の高い番組を放送するなど、地域のニーズに配慮した番組編成を行っています。

以上のとおり、申請2者は、3割の番組が提供されていないとして区域外再送信同意の理由、根拠としています。

- ① 朝・昼の情報番組とゴールデンタイム、プライムタイムなどの主要な時間帯は、その92.6%は当社から提供されている番組であること
- ② 残り7%余りについてはローカルニュースやローカル天気予報、地域情報であること
- ③ 早朝と深夜を除く、その他の時間帯は、当社では再放送番組が中心であること

こうした状況を鑑みれば、これを再送信同意の大臣裁定により法律上保護すべき理由はないと考えます。

7. 区域外再送信は、県内波による災害情報を妨げ、人命に危険をもたらす恐れも

区域外再送信によって県外波の視聴が日常的になった場合、県内波によって即時に伝えられる地元の重要な災害情報、地域情報が見過ごされるおそれがあることも懸念すべき点です。知りたい情報が伝わらないという点から最も深刻な事態が憂慮されるのが、地震情報のケースです。

(1) 新たに始まる「緊急地震速報」で果たす地元局の役割

気象庁の「緊急地震速報」が、今年10月1日から広く一般向けに発表されますが、これは、地震が起きた直後の小さな揺れ（P波）を先にとらえて大きな揺れ（S波）を予測し、地震の揺れの到達を事前に伝えるシステムです。地震の大きな揺れを到達前に知ることによって、机の下に避難したり、火を消すことなどにより、少しでも地震による被害を減らし、貴重な人命が失われることを防ぐために作られたものです。全国の民間放送局もその有用性を認識し、テレビの特長の一つである速報性を最大限に生かすべく、現在、対応の準備を進めています。

このシステムは既に気象庁内では稼働していますが、今年7月16日に発生した新潟県中越沖地震でも、震度6強を観測した長野県上水内群飯綱町では、このシステムで、揺れを感じる16秒ほど前に地震が来ることを伝えるアラームが鳴ったということです。今後、こうした緊急地震速報をいち早く地元伝えるのは、それぞれの地域の放送の役割です。

(2) 県外波視聴で、地震情報に気づかず、人命が失われる危険性も

しかし、ここで問題となるのは、例えば長野県での予想震度が大きく、長野の放送局が緊急地震速報を流しても、東京（関東）での予想震度が小さかった場合、東京の放送局は緊急地震速報を流さないケースが十分予想されることです。区域外再送信によって県外波を視聴していた人は、地震の到来に気づかず逃げ遅れて、最悪の場合、人命が失われるおそれもあります。

テレビ朝日と長野朝日放送の番組編成は主要時間帯では90%以上が共通だと述べましたが、視聴者にとって、どちらの放送を視聴しているのか咄嗟に区別がつかないことも想定され、長野朝日放送を視聴していたつもりが、テレビ朝日を視聴していたため、同じ番組を見ていたとしても、万が一区域外再送信によって県外波を視聴していた人は、地震の到来に気づかず逃げ遅れて、最悪の場合人命が失われることにもつながりかねません。

災害をめぐる速報としてはすでに気象警報があります。しかし気象警報の場合、実際に警報が出てから災害が発生するまでに時間があり、他の手段（例えば雨足が強く

なったことに気づき他チャンネルを見る等)で情報を入手する機会は十分にありますが、緊急地震速報は数十秒しかなく、代わりがないのです。災害情報をめぐる状況は、裁定制度の制定時(昭和61年)には存在しなかったシステムが稼働目前にあるなど、大きく変化しています。

なお、ケーブル事業者が独自に緊急地震速報を流すことも想定されますが、「5つの基準」に照らせば、「①放送番組が放送事業者の意図に反して一部カットして再送信されるような場合』に該当しかねません。

8. 区域外再送信に同意をすることによる当社の不利益について（地元局の同意と地元局の経営に対する影響）

申請2者は、「東京民放発局及び長野県内民放と長期間にわたり、協議を重ねてきましたが、東京民放発局が不同意としている理由は、つまるところは、『地元局の同意が得られないこと』そして、地元局が同意しない理由は『地元局の経営に対する影響が強い』というものであり、いずれの理由も上記の5つの基準には全く該当しないことは明白で」とあると主張しています。

既に述べたとおり、再送信同意をしない正当な理由は「5つの基準」に限定されるものではなく、その他の事情も正当な理由として斟酌されるべきと考えます。

申請2者は、地元局の同意と地元局の経営に対する影響だけを、当社が同意をしない理由と七てあげていますが、地元局の意思に反して同意をした場合、以下のとおり、当社も重大な影響、不利益を被ることになります。以下に示すのが当社として同意できない主な理由です。

（1）報道基盤、番組制作基盤、収益基盤のすべてが弱体化

在京キー局とローカル局の関係は資本関係によってのみ形作られているという理解が一般的ですが、番組の全国配信においては、キー局はローカル局に依存する構造となっています。

テレビ放送のネットワークは、全国の放送局間の重層的な協力関係によって成り立っています。その中でも、重要なのは番組の円滑な放送を一定期間保証する「番組協定」、ニュース映像の相互提供を基本とする「報道協定」、そして放送局間の取引条件を規定する「ネットワーク協定」などの諸契約です。これらの協定に基づく業務を円滑に実施するため、当社と系列局間では管理職クラスやニュース・技術要員などの人事交流も盛んに行われています。

今回の裁定結果により、単に「5つの基準」さえ満たすことで区域外再送信が例外なく認められることになれば、現在その帰趨を見守っている長野県内のケーブルテレビ事業者各社からも再送信同意の申請が提出されることは明白です。さらに長野県のみならず、全国各地のケーブルテレビ事業者から、区域外再送信の裁定申請が相次いで申請されることが予想されます。そのような事態にまで発展すれば、現在のテレビ放送ネットワークを支えているニュース報道基盤、番組制作基盤、そして収益基盤のすべてが弱体化を余儀なくされます。

（2）社会的使命が果たせない

最も懸念されるのがニュース報道基盤の弱体化です。当社のテレビニュース報道のために社員、外部のスタッフ、技術者を含めるとその数倍の人員を関東エリアのニュース取材に充てています。ローカル各局もニュース報道には最大限の人員配置を行っていて、長野朝日の場合は、が報道に携わっており、外部スタッフを含めるとその人数は倍に膨れ上がります。当社は系列各社とのニュース報道協定に基づき、全国から集まるニュース映像を番組化することで、はじめて基幹放送ネットワークの中心的役割を果たすことが可能となっています。

言うまでもなく、当社の企業価値、企業イメージ、そして経営基盤は、この全国規模のニュース報道体制を基軸に成り立っています。したがって、区域外再送信が常態化し、ローカル各局の報道体制が脆弱になると、東京に集約されるニュース素材の幅は狭まり、質も低下することは間違いありません。

報道取材には経験の積み重ねや、技術、ノウハウの蓄積が不可欠です。長野朝日放送は開局以来 16 年の間に、高度な取材技術、人的ネットワークを築き上げてきました。長野県においては、長野朝日放送に代わる取材拠点を確保することは事実上不可能です。長野朝日放送の弱体化によって、長野エリアの情報発信の即応性が損なわれる可能性は大なのです。

(3) 長野県民にのしかかる不利益

ケーブルテレビ契約者以外の長野県のテレビ視聴者にとっては、長野民放局がなくなることにより、これまで無料で視聴可能であった地上民放テレビが有料のケーブルテレビ視聴に移行せざるを得なくなるなど経済的な負担が増えるだけでなく、その不利益は情報格差や政治的、経済的、社会的、文化的損害などは、計り知れないものになると考えられます。また長野朝日放送の収益基盤が弱体化することは、番組制作能力にも打撃を与えるので、テレビ朝日ネットワークとしての長野の情報発信力に傷がつくほか、長野県民にとっても、質の高い番組の視聴機会が減ることになりかねません。

(4) 地元経済にも打撃

長野県の広告業協会からは本年 7 月 24 日付で、長野朝日放送に宛てて、東京キー局が区域外再送信に同意しないよう求める文書が提出されています。区域外再送信が今のまま継続され、区域外チャンネルの視聴が常態化した場合、地元広告主の CM 価値が著しく低下することを懸念するもので、地元経済への打撃も計り知れません。

(5) 当社経営への重大な影響

当社の場合、テレビ放送収入の実に 4 割を全国ネットの CM セールスによって得

ています。この全国規模のCMセールスは、地域限定のスポットCMのセールスとは大きく異なり、通常のスポットCMの[]程度のプレミアム価格で取引されています。したがって、全国ネットCMのためのローカル放送枠の確保は企業戦略上の最重要事項と位置付けています。

区域外再送信は、この全国ネットCM放送のビジネスモデルを根底から脅かす危険性をはらんでいます。仮に当社が長野県で再送信に同意すれば、長野朝日放送はもとより、これまで一緒になって同社を支え、育ててきた地元株主との関係も大きなダメージを受けること間違いありません。当社にとっては、仮に長野エリアにおいて全国ネットのCMを通すことができなくなるといった収益面でのマイナス事態も予測できます。

例えば、当社のあるプライムタイムの番組は15秒の全国ネットCMを[]で販売しています。ところが全国ネットでCMを流すことができなくなり、CMの販売形態が各地域での個別売りに変更になった場合、売値は基準価格の[]にまで下落します。この価格差を年間の収入損失に換算すると、1番組あたり[]の収入減となります。収入がこれだけ減少すると、当然ながら番組に費やせる費用が減るため、番組の質やスケールにも直接的な悪影響を及ぼします。

収益基盤の弱体化は、番組制作基盤の弱体化を招き、それが当社の番組はもとより、企業ブランドと企業価値の毀損につながるという負のスパイラル状態に陥ってしまうのです。

(6) 長野朝日放送の株主としての損害

当社は、長野朝日放送の株式の[]である[]を出資しているため、経営破たんした場合、出資額全額が損失になる可能性があります。また長野朝日放送が、経営破たんという状態まで陥らなくても、ケーブルテレビの区域外再送信により営業的な被害を受けるということは、長野朝日放送の[]の株主として、看過できないものであります。

(7) 長野朝日放送の損害

[]
[]
[]
[]
[]
[]

[REDACTED]

9. 山梨県でのデジタル放送区域外再送信には同意

(1) 区域外再送信は地元系列局がないことが前提

民放2波地区で、テレビ朝日系列のない山梨県について、当社は地元のケーブルテレビ事業者に対して、アナログ放送の区域外再送信に同意してきました。デジタル放送の区域外再送信についても一定の条件の下に認める方向で作業を進めた結果、今年（平成19年）7月に、山梨県のケーブルテレビ事業者2者に対して同意書を発行しました。

当社が区域外再送信を認める場合の条件は以下の通りです。

- ・ 同意する再送信エリアに当社の系列局がなく、さらにすべての地元局が納得した場合は認める。
- ・ 同意する再送信エリアにテレビ朝日系列局が開局された場合、当社の再送信を無条件に中止する。
- ・ アナログで同意していない場合はデジタルでも認めない。
- ・ 当社が同意したエリア以外の再送信をしないことを遵守する。
- ・ 違法な再送信を行っているケーブルテレビ事業者には、同意しない。

民放の4波化がほぼ全国的に達成されたとはいえ、いまだに少数波地域が全国に何か所か残っています。こうした地域で、今なお情報格差の是正という点から、ケーブルテレビの果たす役割については一定の評価をしており、区域外再送信であっても、一定の条件の下に柔軟に対応しようというのが当社の方針です。

区域外再送信の必要がないと考える長野県と、山梨県の違いは、地元系列局の存在と、地元住民が視聴できるチャンネル数にあります。長野県では、長野朝日放送の開局によって、テレビ朝日系の番組を地上波で視聴することが可能となりました。一方、系列局のない山梨県では、区域外再送信に頼らない限りテレビ朝日系の番組の視聴機会を確保するための手段は現在のところありません。

(2) 区域外再送信で一人利益を得るのはケーブルテレビ事業者

山梨県では、山梨放送（日本テレビ系）、テレビ山梨（TBS系列）の番組に加え、ケーブルテレビ経由で、テレビ朝日系列、フジテレビ系列のアナログ放送の番組の視聴が可能です。デジタル放送についても、地元局に加えて、ケーブルテレビ経由でテレビ朝日系、フジテレビ系の番組が間もなく視聴可能になる予定です。山梨県同様に少数チャンネル地域の、徳島県や佐賀県では一足先に、隣接県のデジタル放送が区域外再送信されています。

一方、長野県の場合、民放4系列の番組は地元の系列局によって提供されています。

これにさらに在京キー局5波の区域外再送信が行われれば、数字の上では9チャンネルが視聴可能になるわけで、一見地元住民にとっては朗報のように思えます。しかしながら前述のように、同じ系列の番組編成に大きな違いはなく、真の意味では多チャンネル化と呼べるものではない上に、地元局の経営への打撃や、全国ネットワークの衰退など、長い目で見ればマイナス要素の方が大きく、一人得をするのは、区域外再送信によって利潤を得るケーブルテレビ事業者というのが実情だと考えます。

10. 申請者の適格性に重大な疑義があり

(1) 8年間も続く違法な同時再送信

在京キー局5社は、申請2者を含む長野県のケーブル事業者25社に対して、平成11年2月に区域外再送信の中止を書面で申し入れた経緯があります。しかしながら申請2者はこうした書面等による度重なる通告を無視してアナログ放送の区域外再送信を放送事業者の同意のないままに8年間にもわたって違法に続けています。長野市などを業務区域とするケーブルテレビ事業者の「株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ」が通告を受け入れて平成12年2月に再送信を停止しているのとは対照的です。

なおかつ、申請2者はいずれも、こうした通告を行った時点では、もし自らの側に正当な言いが分があるのであれば、キー局に対して協議の申し入れ等を行うなどの対応を取るべきであるにもかかわらず、何ら反応することなく、これを無視して再送信を続けています。有線テレビジョン放送法に基づく免許を受け、同法を守らなければいけない立場であるにもかかわらず、同法13条第2項に定める、再送信の同意を得る義務に違反しているのは明白です。

また、エルシーブイのアナログの区域内再送信について、長野朝日放送は1991年の開局時に同意した後は、自動更新となっているため、新たな更新手続きを必要としていませんが、長野の他の3つの民間放送事業者は毎年、または数年の期限を設けて、同意を出しています。ところが、エルシーブイは平成10年度もしくは平成11年度から平成18年度まで同意の申請をせず、当然、放送事業者の同意のないまま再送信を行っていました。(テレビ信州のみは、この期間中に平成17年度だけは同意申請があり同意しています)。申請もせずに再送信を継続したことについては遵法精神が欠如していると言わざるを得ません。

(2) 「5つの基準」に照らしても適格性に問題

仮に今回の大臣裁定申請が、昭和61年の「5つの基準」に照らして判断される場合であっても、「ケーブル事業者の適格性に問題がある場合」に該当すると考えられるので、区域外再送信に同意しないことには合理性があると考えます。この「5つの基準」は施設や技術が貧弱なケーブルテレビ事業者が存在した当時、事業者の技術基準を問題にしたものとの解釈がありますが、法令の遵守は全ての基本となることであり、技術基準を満たしていれば、法令を遵守しなくてもよいということにならないのは明らかです。また今日の時代情勢を考えれば、判断の際に、その事業者が法令を遵守しているかどうかを重視して考えることは当然と考えます。

(3) 同意なしの再送信、政府も有線テレビジョン放送法、著作権法違反を認める

平成19年3月8日の参議院予算委員会で、白眞勲参議院議員が、放送事業者の同意がないケーブルテレビ事業者による再送信について質疑を行っていますが、これに対して、総務大臣と文部科学大臣はそれぞれ、有線テレビジョン放送法と著作権法における「法律違反」を認める発言をしています。同時に、行政がこうした法律違反を放置してきたことも認めています。

参一予算委員会 平成19年3月8日

- 白眞勲君 こう、ケーブルテレビ局がどんどんこう増えてくると、地元のテレビ局との競合関係というのもちよっと気になるんですけれども、まあその件に関しては、どういう風に総務大臣としてはお考えになっているのでしょうか。
- 菅義偉・総務大臣 今、委員がご指摘されましたように、まあケーブルテレビというのは、地元ですね、まさに生の情報というものを地域みなさんに報道する、そういう意味で、ある意味では地域活性化だとか、これから地方のさまざまな魅力、そうしたものをですね、報道するについてきわめて大事なものであるという風に思っています。しかし同時に、ケーブルテレビが再送信の同意を取らずに様々な問題もあることも事実でして、例えば、同意の有無についてでありますけれども、有線テレビジョン放送事業者と放送事業者の認識では差がありますけれども、約840チャンネルというのは放送事業者の同意をとっておりますけれども、しかしながら、更新を忘れてたりですね、あるいは更新期間があっても協議もしないで再送信をしているケースというのは、いま約310ほど、私どもが調査を結果したら、ありました。そういうことで、地元、あるいは県域を越えた放送事業者との間でそうしたトラブルがあるということも承知しております。
- 白眞勲君 まさに、今、総務大臣が御指摘のとおりだと私は思うんですね。以前、地方のケーブルテレビ局というのは地上波の電波が届きにくい地域、いわゆる難視聴地域を対象というのが主だったんじゃないかと思うのですが、やはりケーブルテレビ局といっても民間企業ですから、営業上、当然、都市部、特に人口密集地域ですね、つまり放送局の電波が届く地域において多チャンネルという営業をし出している。そこで、今まさに、総務大臣がおっしゃったように、再送信、違法な再送信といったほうがいいんでしょうかね、地元の地上波の放送局の番組を無断で流している。こういった違法なケースが、いま、840チャンネル中310チャンネルあるというのは、そういうことでよろしゅうございますか。
- 菅義偉・総務大臣 私どもの調査では、そのとおりでありますけれども、ただそれがですね、従来ですと契約をしていて期限が切れていたものを知らなかったというか、気がつかなかったとかですね、あるいは同意の更新を拒否されてもそのまま流しちゃうというもの、そういうものがいま310件ほどあるということでございます。

- 白眞勲君 これって、いわゆる法律違反ですよね。
- 菅義偉・総務大臣 ええ、その通りでありまして、総務省としては、今年の2月に、法に基づいて再送信が適正に行われるように指導したところであります。
- 白眞勲君 このいわゆる再送信、これはあの、もちろん、地域のテレビ局の番組を流している場合と、東京とか大都市部の番組を地方のケーブルテレビ局が無断で流しているケース。私は、これ、地域外再送信と聞いているのですが、このケースは、310チャンネルの中にあるんですか。その辺はどうなんですか。具体的に。
- 菅義偉・総務大臣 申し訳ありません。後で精査してお届けさせますが、310の中にこの部分が入っているということでもあります。
- 白眞勲君 つまり、違法だ、ということ、いま、総務大臣もお認めになったと思うのですが、違法と分かかってなんで放置していたのでしょうか。これ、だいぶ前から分かっていたと思うのですが、それをなんで総務省としてほっぽり投げていたのか疑問なんです、チャンネルつけば誰だって見られるわけですから、その辺は、なんで、総務省としてほっぽり投げていたのか、疑問なんです、大臣その辺どうでしょう。
- 菅義偉・総務大臣 ええ、私どもも、その、ほっぽり投げていたということというよりも、これ御理解いただきたいんですけど、先ほども申し上げましたが、いままで放送してきた、と、契約期限が切れてもその更新をしなかった、それとか、放送事業者に同意の更新を拒否され、その後も協議が行われなくて進めていたとか、お互いの放送事業者、ケーブルテレビも含めてですね、その中で、そんなに問題になってきていなかった、と思えますね。そういうことで、そのまま放置していたというのが、これ現状でありまして、私どもが2月に初めてその点、このままじゃあ、非常に問題が将来起きてくる可能性があるということで、調査をして、その310が明らかになった、ということでありまして、これからはしっかりと指導させていきたいと思っております。
- 白眞勲君 やたら総務省の方も、失礼な言い方かもしれないけど、重い腰を上げたということで、違法と分かかっていれば、すぐにこれを是正するのが政府として当たり前のことだと思うのですが、ここで、文部大臣にお聞きしたいと思うのですが、つまり、そのケーブルテレビ会社がですね、放送局の制作した番組を勝手に流した場合というのは、著作権法違反ということになるのでしょうか。
- 伊吹文明・文部科学大臣 あの、先生御承知のように、著作権法の99条ってのがございまして、ここには、放送事業者はその放送を受信してこれを再放送し、又は有線

放送する権利を専有する、とございます。したがって、ケーブルテレビ局がですね、放送事業者の専有をしている権利を対価を払わずに、侵すということは、これは、明らかに、法律違反だと思います。

当社は自ら番組を制作・放送しており、番組の著作権および著作隣接権を有しています。すなわち裁定による判断にかかわらず、申請2者に対して、著作権法上の再送信許諾を与えるか否かの権限を持っています。「論点」はこれら著作権法上の問題に関して、『放送の意図』を担保する有線テレビジョン放送法の再送信同意制度と、創作性を保護する著作権制度はそもそも法目的が異なる以上、両者は別個の制度と捉えるのが適当であり、裁定にあたり勘案する必要はないのではないか」との見解を示しています。

しかし、別々の法制度であればこそ、同意の裁定が下された場合、放送事業者として、著作権法上の権利に基づき再送信を許諾しないという手段を取ることも可能であり、その場合、同意の裁定が事実上、無意味なものになってしまう可能性もあります。よって著作権法と大臣裁定制度の整合性をどのように図るのかを示すことも重要と考えます。

11. STB専用チャンネルで、無料放送を有料で提供

申請2者は、東京波をSTB（セットトップボックス）専用チャンネルで再送信することについて「当社の最大の妥協案でしたが、まったく理解していただけなかった」と主張していますが、STB経由の場合、リモコンボタンから直接視聴できないため、チャンネル選択に手間がかかり、基幹放送である地上放送の一般的な視聴者を対象にした広範なサービスには向きません。STB経由のチャンネルは、そうした煩わしさがあつたとしても視聴したいユーザー向けの専門チャンネルサービスが基本です。

またケーブルテレビ事業者は、契約者に対してSTBの買い取りか有料での貸し出しを求めており、いわば有料放送を前提としたサービスです。しかも本来無料である地上放送を有料で契約者に提供しているにもかかわらず、著作権隣接権者である放送局にはいかなる対価も支払っていません。すなわち無料で入手したコンテンツから対価を得ているわけであり、本来、難視聴解消というケーブルの役割からは大きく逸脱しているといわざるを得ません。

ケーブル事業者が言うところの視聴者は、実際にはケーブル事業者の契約者であり、東京波の再送信は、単に契約者獲得の材料に使われているのが実情で、視聴者保護というのは論理のすり替えと言わざるを得ません。

12. 「東京、長野各局から有テレ法に則った回答はなかった」旨の主張について

申請2者は「平成15年7月以降長野県内民放との協議を継続してまいりましたが、東京民放発局および長野県内民放からは、有テレ法に則った回答はなく推移」してきた旨の主張をしていますが、申請者からの面会や協議には誠意をもって対応していて、申請2者の話も十分聞いてきたと認識しています。

当社の場合、長野における区域外再送信について、再度協議が開始されて（平成18年11月）以降、以下に示す通り、5回にわたり、申請者の求めに応じて話し合いの場を持ちました。

- ① 平成18年11月21日
- ② 平成19年2月28日
- ③ 平成19年3月30日
- ④ 平成19年4月20日
- ⑤ 平成19年6月7日

「有テレ法に則った回答はなく」の意味するところは不明ですが、少なくとも同意ができない理由については何度も丁寧に説明してきました。

一方、長野県内の民放とケーブル事業者との話し合いについて、申請2者は平成15年から17回に及んだと主張していますが、区域外再送信について長野県TV-CATV懇談会で協議したのは平成18年8月から平成19年3月までの7回と、村井仁・長野県知事をはさんで話し合った3回のみです。

平成15年からの協議では、区域外再送信が大きなテーマであることは互いに認識しつつも、当面はデジタル放送を順調に開始することが肝要であるとの考え方で一致し、区域外再送信問題は棚上げにすることをCATV側が積極的に主張し、民放側もこれに同意しました。

13. 総務省に対する要望「意見書提出の相当の期間」について

有線テレビジョン放送法第13条第4項の規定には、「裁定の申請があったときは、その旨を当該申請に係る放送事業者に通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない」としています。

今回の事例では、裁定申請の意見書提出に係る通知文書が当社にFAXにて送付されてきたのは7月11日の14時25分であり、その提出期限と提出先が示されたのは翌12日の8時52分でした。

今回の意見書の提出期限は7月30日（月）必着とされており、通知文書の到着から意見書提出まで（到達日を除いて）19日間ありますが、その間の土日・祝日（計7日）を除くと、到達時の翌日から起算して実質12日間の期限しかないこととなります。これは有線テレビジョン放送法第13条第4項の定める「相当の期間」といえるのか疑問が残ります。

現在、行政においては制度の改廃や新たな政策を遂行するにあたり、パブリックコメント等の手続きを経て行政の公平性・透明性の確保に努めています。これらの場合、概ね4週間の期間を定めて意見等の募集を行っていると認識しています。こうしたことを考え合わせると、意見書提出のための機会を与える期間としては極めて短期間であり、十分な弁明や検討期間を付与しなかった点で行政手続上、瑕疵があるとも考えられます。

期限を厳守するのは当然のことと考えていますが、検討期間が短いことを考慮し、指定された期限を過ぎた後も、仮に必要な場合、一定期間内であれば補充意見書の提出を認めていただきたいと要望するものです。また意見聴取の機会を設けていただく際には、是非とも長野県の放送事業者の意見も十分に聴取していただけるよう切にお願いするものです。

以上

要望書

平成19年7月24日

長野朝日放送株式会社
代表取締役社長 永澤 征治 様

長野県広告業協会
理事長
メディア委員長

日頃は当協会に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

現在の情報化社会は「クロスメディア」と呼ばれる多様化したメディア環境にあります。テレビ・新聞・雑誌・ラジオ等、既存のマスメディアとインターネットを中心とした新しいメディアの出現により消費者行動も大きく変貌しつつあります。

さて、長野県内では難視聴地域解消を目的に、CATVが開局されましたが、現在、CATV事業者は都市型ケーブルテレビを運営する大きな企業に変貌しています。平成3年4月に長野県は4波地区となり、チャンネル格差はなくなりましたが、未だに殆どのCATVでは、東京キー局の放送を区域外再送信しております。

県内のCATVの普及率は55%に達しており、キー局の区域外再送信が現在のまま継続され、区域外チャンネルの視聴が常態化することは、地元広告主のCM価値を著しく低下させ、地元広告主を中心に営業活動を展開する地元広告代理店にとっても由々しき問題です。このような状況は、長野県経済に与える影響も大きく、無視することは出来ません。

つきましては、系列キー局に対して、区域外再送信に同意しないよう強く要望して頂きたいと存じます。

平成19年7月基本編成表

SC サイドカット放送
 LB レターボックス放送
 14:9 画角放送

一カ国語放送
 SS 5.1サラウンド放送
 字幕放送
 番組連動データ放送
 双 双向連動データ放送

tv asahi digital 5

月	火	水	木	金	土	日
4	4:22 4:25					35 50
	SC LB					GET IN! ゴルフチャンネル LB S LB S
						はいテレサ曜日 第1・第3日曜日
						秘湯ロマン 第2・第4・第5日曜日
5	50					20 50
	SC					S 生きる×2 SC ANNニュース
						おかずのクッキング ANNニュース
6	25					25 30
	SC					S いきいき! 夢キラリ SC
						渡辺麻史の建もの探訪 街道物語
						LB S 字 LB S 字
						ハピラキ! ビックリマン SC S 字 古代王者恐竜キング (メテロ) Dキッズ・アパッチャー
7						30
						LB S 字 LB S 字
						獣拳戦隊ゲキレンジャー
8						30
	SC					LB S 字 LB S 字
						仮面ライダー 電王 SC S 字 SC S 字
						(ABC) 朝だ! 生です 旅サラダ (ABC) Yes! プリキュア5
9						30
	SC					LB S SS LB S SS
						題名のない音楽会21 字 (ABC) ~にっぽん菜発見~ そらだ、自然に帰ろう
10	55 30					
	SC 字 字					サタデー スクランブル SC S 字 SC S 字
						ちい散歩 アンコールF
11	25 45					45 50
	SC SC S					SC ANNニュース SC ANNニュース S 字
						サタデー スクランブル 第1部 スクランブル 第2部 スクランブル 第2部
12						
	SC					SC
						サタデー スクランブル 第2部

22	報道ステーション	51	57	54	54
23	世界の車窓から くりいむナントカ 『ぶっ』すま	10	15	30	30
24	世界の車窓から オンタマ(音魂) 快感MAP アドレな!ガレッジ 美しき青木・ド・ナウ	10	15	15	40
25	全力坂 恋愛百景 IKETERU ロップンキ	21	51	55	59
26	セレクションX IKETERU(再)	34	40	10	15
27	テレメンタリー ソングモー マーマイドコレクション ナイトショッピング	10	40	10	40
28	ショッピングモー ダイレクトテレショップ ベストヒットUSA 2007	10	40	10	25
29	感動TVショッピング	10	25	28:20	28:50

22	世界の車窓から	54
23	SmaSTATION!!	30
24	ANNニュース & スポーツ	30
25	ドスベ2	40
26	ワールドプロレスリング	40
27	ミッドナイトサタデー	28:35
28	健康家族	28:50
29	テレショップ	28:50

日 土 金 木 水 火 月